

令和6年度 横瀬町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



家賃や引越費用の
補助があるんだって！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概 要

どんな世帯が 対象なの？	次の①～④の要件を全て満たす世帯です。 ①令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に入籍した世帯 ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満 ^(注) の世帯 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除 (注)「ご夫婦の所得500万円」を年収に換算すると、約660万円 ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯	
どんな費用が 対象なの？	・新居の住居費	㊦新居の購入費、リフォーム費 ①新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
	・新居への引越費用	㊧引越業者や運送業者に支払った引越費用
いくら補助を 受けられるの？	㊦～㊧を合わせて1世帯あたり上限30万円です。 ※ただし、婚姻日において、夫婦いずれも29歳以下の場合は、1世帯あたり 上限60万円になります。	
申請方法は？	必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、直接申請してください。 ※書類がすべて揃った方から先着順で受付し、予算額に達し次第終了となります。お 早めにご申請ください。	

結婚新生活申請時チェックリスト

結婚を機に横瀬町内にある住宅を新たに購入賃借した夫婦で、以下全てに当てはまれば、この補助金の対象となる可能性があります

☐ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻した世帯

☐ 交付申請日において、ご夫婦ともに横瀬町に住民登録されていること。

☐ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

☐ ご夫婦の所得の合計額が500万円未満の世帯
※ご夫婦の所得を年収に換算すると、約660万円程度

☐ ご夫婦いずれも町税等の滞納がないこと。

☐ 住まいが公的住宅、社宅、寮等の給与住宅でないこと。

☐ ご夫婦いずれもが横瀬町暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第2項に規定する暴力団員でないこと。

☐ ご夫婦いずれもが横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱（平成18年告示第18号）に規定する補助金の交付を受けていないこと。

● その他ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】

町民課

戸籍・住民グループ

TEL 0494-25-0115

